

〔信託法研究部〕

令和3年度も、コロナ禍のため、Zoomを利用したうえでの活動といたしました。従前は、原則として毎月15日（当日が土日・祝祭日の場合は直前後の平日）に90分の部会を開催していたので、本年度も、4月～11月に8月を除き計7回、90分のZoom部会を開催しました。部会の課題としては『信託法からみた民事信託の手引き』で扱われている問題を取り上げて、各回発表者を決めて、当該発表者が説明・深堀を行い、出席者間で忌憚のない議論を行いました。また、法律実務研究に関しては、当部部員が提案する離婚後の養育費の支払いに関する信託スキーム・信託契約書案を寄稿し、併せて部員の意見を紹介いたしました。

第1回 4月12日：Q 委託者が複数いる場合の信託契約の締結、など（山口部員）

第2回 5月17日：Q 借地権を信託財産とする場合の問題点、など（清水部員）

第3回 6月15日：Q 信託監督人・受益者代理人は、受託者の不正行為に対しどのように対処したらよいか、など（岩田部員）

第4回 7月21日：Q 指図権について、など（金森部員）」

第5回 9月13日：Q 弁護士と受託者、など（山口部員）

第6回 10月15日：Q 信託終了時の債務控除について、など（山口部員）

第7回 11月11日：「法律実務研究への寄稿について（出席部員全員）」

また、清水部員において、弁護士活動領域拡大推進本部（終活部会）から勉強会講師の依頼があり、令和3年7月27日午後6時から8時まで、ウェビナーによるオンライン勉強会を開催しました。

当研究部では、民事信託をいかにして実務に普及させていくかを意識し、今後も具体的な信託の実践を目指した研究発表を行っていく予定です。

あわせて、民事信託の法務のみならず税務及び関連分野に精通した学

者、実務家等の外部講師による講義等を企画して、民事信託に関する部員の研鑽の機会を設ける予定です。また、他の部会との合同研究あるいは外部の信託実務家との合同企画なども検討していきたいと考えています。

(文責) 部 長 山口 正徳
事務局長 清水 晃